

基幹統計の作成方法に関する通知の受理状況

令和 3 年 9 月 29 日
政策統括官(統計制度担当)

| 基幹統計の名称 | 作成者 | 主な変更事項 | 通知の受理年月日 |
|----------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 社会保障費用統計 | 厚生労働大臣 | 経済協力開発機構（OECD）の基準に基づく社会支出に関する集計表について、同機構が定めているマニュアルの改定に準拠し、介護保険等のサービスのうち医療・看護系サービス等の計上区分を変更 | R3.8.25 |

(注) 統計法第26条第1項では、行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならないと規定されている（当該作成方法を変更しようとするときも同様）。

本表は、この規定に基づいてなされた通知の概要を整理したものである。